

お知らせ

子ども医療費助成の対象を拡大します!!

現在、本町では、15歳に達する日の年度末までの子どもを対象に、通院や入院時の医療費に係る自己負担額を助成していますが、子育て支援の更なる充実のため、令和5年4月1日からその対象年齢を18歳に拡大するなどの制度改正を行います。

このため新たに対象となる町内の15歳から18歳までの子ども、または修学のため町外に転出している子どものご家庭には、2月3日付で申請書を送付しています。申請書が届いたご家庭は、申請書にご記入のうえ、必要書類とともに提出先まで郵送またはご持参ください。

なお、修学のため転出している子どものご家庭で申請書が届いていない場合は個別にお問い合わせください。

▶申請期限 3月20日(月)

申請期限後も受付いたしますが、受給者証の交付には一定期間を要しますので、お早目のお手続きをお願いします。

▶申請に必要な物

- 申請書
- 子どもの健康保険証の写し
(四万十町の国保の方は不要です。)
- 学生証の写しまたは在学証明書(修学のため転出している方のみ。)

■提出・お問い合わせ先

町民課 ☎22-3117
大正 町民生活課 ☎27-0112
十和 町民生活課 ☎28-5112

お知らせ

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます!

相続(遺言も含みます。)によって不動産を取得した相続人は、相続により不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。令和6年4月1日より前の相続も対象です。

→正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

詳しくは [あなたと家族をつなぐ相続登記](#)

またはこちらから→



■お問い合わせ先(音声ガイダンス2)

高知地方務局登記部門 ☎088-822-3331
香美支局 ☎0887-52-3049
安芸支局 ☎0887-35-2272
須崎支局 ☎0889-42-0374
四万十支局 ☎0880-34-1600

募集

令和5年度四万十町商工業振興助成事業 募集のお知らせ

四万十町では、商工業の育成などを図ることを目的に、町内で空き店舗などを活用して起業される方、既存事業者の方で新たに宣伝活動や販路拡大に取り組まれる方などを応援する助成を行っています。助成事業の活用を希望される方は、にぎわい創出課のホームページをご確認いただくか、下記にお問い合わせの上、申請をお願いします。

▶募集期間

令和5年度に実施する事業については、3月1日(水)から申請を受け付けします。

※審査会にて採否を審査し、後日結果をご連絡します。

■お問い合わせ先

にぎわい創出課 ☎22-3281

募集

四万十町環境審議会委員の募集

四万十町環境審議会は、本町の環境の保全および創造に関する施策の基本となる事項および重要事項や環境基本計画などについて調査審議する機関です。

そこで、町では、四万十町環境審議会において四万十町の環境をより良いものにするために真剣に考え、取組を行っている熱意ある方の参加を求めため委員の一部を公募します。

▶内容 環境審議会への出席、計画などについて審議

▶応募資格 下記条件に全てあてはまる方

- 平日に年間2回程度開催される審議会に出席できる方
- 四万十町内に住民登録のある満18歳以上の方

▶募集人員 3名以内

▶任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日まで

▶応募締切 3月27日(月) 17:00 必着

▶応募の方法

所定の応募用紙に必要事項を記入の上、役場環境水道課環境係へ提出(持参、郵送、ファックス、Eメール可)してください。

なお、ご提出いただいた書類はお返しいたしませんので、予めご了承ください。

※応募用紙は、町のホームページよりダウンロードしてください。

▶選考方法 原則書類選考とします。

※選考結果は応募者全員に通知します。

■応募先・お問い合わせ先

環境水道課 ☎22-3119 / FAX22-5040
〒786-8501 四万十町琴平町16番17号

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば学生も加入、国民年金保険料を納付しなければなりません。しかし、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象者 大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外の日本分校に在学する方です。また、夜間・定時制や通信課程の方も含まれます。学生などで、ご本人の前年の所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

所得の目安

128万円 + {扶養親族などの数 × 38万円} + 社会保険料控除等

学生納付特例制度の承認を受けると・・・

- ☑ 老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されます。
- ☑ 不慮の事故や病気により障害が残った場合、障害基礎年金を請求することができます。



学生納付特例の期間は年金額に反映されません。将来受け取る年金額を増額するためにも、後から納付(追納)することをお勧めします。

国民年金保険料学生納付特例の申請について

学生納付特例制度により、令和4年度に保険料納付を猶予されている方で、令和5年度も引き続き在学予定の方へ、4月初めにハガキ形式の学生納付特例申請書が届きます。



●同一の学校に在学されている方

このハガキに必要事項を記入して返送いただくことで、令和5年度の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しは不要です。)

●令和5年度は学生納付特例制度を使用せず、保険料の納付をご希望の方

納付書を作成して送付します。お手数ですが、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

[お問い合わせ先] 高知西年金事務所 ☎088-875-1717
大正町民生活課 ☎27-0112

町民課 ☎22-3117
十和町民生活課 ☎28-5112

お知らせ

国保からのお知らせ

国民健康保険被保険者証について

令和4年度の保険証(茶色)の有効期限は、『令和5年7月末』となっております。

8月以降の保険証は、令和5年7月下旬に郵送しますので、現在お持ちの保険証は破棄しないようご注意ください。

一部負担金の減免制度について

四万十町国保では、特別な事由により、医療機関などで支払う一部負担金の支払いが一時的に困難になった場合に、一部負担金の減免または徴収猶予できる制度があります。

制度の利用を希望する方、または詳細を知りたい方は下記までお問い合わせください。

■お問い合わせ先 町民課 ☎22-3117